

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等本訴、同反訴請求事件  
控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫  
被控訴人(第一審本訴原告、反訴被告) 豊田 泰文

## 説 明 書 面 (1)

平成28年2月13日

大阪高等裁判所第七民事部S2係 御中

控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫



控訴人(以下、第一審本訴被告、反訴原告)は、平成28年1月13日の第二回弁論準備において、榊原裁判官より求められた「手続きが非公開の場の提出資料の公開」についての判例を求められたので、下記の通り説明する。

### 第1 はじめに

本訴とまったく同じ状況での裁判例は見当たらないが、類似する状況での判例が存在するので、その判例、事例で、本訴との類似性を下記の通り、説明する。

### 第2 適合する判例、事例について

#### 1. 平成25年6月28日判決言い渡しの東京地方裁判所の著作者人格権等侵害行為差止等請求事件

この事件は、原告が、作成したインターネット上で公開されているブログ記事の削除を求める内容証明による通知書、東京行政書士会会长宛てに出された苦情申告書、東京弁護士

会議紀委員会宛に提出した原告に対する懲戒請求への答弁書が、被告のブログに掲載が行われているのに対し、原告は、各文書は、著作権法の保護の対象であり、非公開の場のものであり、原告がまだ、発表もしていないので、原告の公表権、公衆送信権侵害にあたると主張して、これらの文書をブログで掲載するのを禁止する求めを提起した事件である。この事件は、本裁判で、第一審本訴原告、反訴被告が、第一審本訴被告、反訴原告に弁護士懲戒請求関係の文書の公開の禁止を求めているのと類似する。

東京都行政書士会に対する苦情申告のあった場合の審査手続きは弁護士懲戒請求の懲戒審査手続きと同様、非公開とされているので、この事件で原告が作成した東京都行政書士会に対する苦情請求書を、第一審本訴被告、反訴原告の提出した懲戒請求書と読み替えることができる。この事件の判決では、原告の出した内容証明による通知書は、「前提となる事実関係を簡潔に摘示した上で、これに対する法的評価及び請求の内容等を短い表現で記載したものにすぎない。」、「体裁、記述内容、記載順序、文章表現はいずれも内容証明郵便による通知書として一般的にみられるものであり、ありふれたものというべきである」ため、思想又は感情が創作的に表現されているものとは認められないとして著作物性は認められないとの判決となっている。

そのため、著作権法の保護の対象ではなく、原告の公表権、公衆送信権侵害に当たらないとされている。

上記より、第一審本訴被告、反訴原告が公開した、第一審本訴原告、反訴被告が代理人として送付した通知書は、この事件における内容証明郵便における通知書と同じく、一般的にみられるものであり、ありふれたものというべきものであるため、第一審本訴被告、反訴原告の公表権、公衆送信権侵害に当たることはない。

また、この事件の原告が、作成した東京都行政書士会に対する苦情請求書は、この事件の判決で、「苦情の内容、事実関係、その法的評価等に関する点については、記載すべき内容が、形式

的かつ一律に定まるものではなく、これらをどのような順序で、どのような表現により、どの程度記載するかについては、「様々な可能性があるものというべきである。」、「表現について様々な可能性がある中で、記載の順序や内容、文章表現を工夫したものということができるのであって、このようない点に、作成者の個性の表出が見られるものというべきであり、思想又は感情を創作的に表現したものに当たる」ということができる。」として、著作物性が認められている。

そのため、この苦情請求書については、この事件の原告が公表権、公衆送信権を持っており、この事件の被告に対して、この文書をブログで掲載するのを禁止を命じる判決となっている。この苦情請求書は、第一審本訴被告、反訴原告が作成して和歌山弁護士会に提出した懲戒請求書等に読み替えることができ、この懲戒請求書等もこの苦情請求書と同じ観点から、著作物性を持っているのは明らかなので、第一審本訴被告、反訴原告は、この懲戒請求書等の公表権、公衆送信権を持っている。そのため、この懲戒請求書等をインターネットで第一審本訴被告、反訴原告が公開したのは、この権利行使したのであって、適法な行為である。

## 2. 和歌山弁護士会、日本弁護士会が、第一審本訴被告、反訴原告宛に出した書面の第一審本訴被告、反訴原告が公開したことについて

和歌山弁護士会、日本弁護士会が、第一審本訴被告、反訴原告の懲戒請求書等によって、第一審本訴被告、反訴原告宛に出された書面は、弁護士法第56条、57条、58条、59条、60条、61条、62条、63条、64条、65条、66条、67条、68条、69条、70条、71条に基いて、発行された書面であるので、公文書に準じる書面である。

公文書（行政文書）の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が定められている。

和歌山弁護士会、日本弁護士会が、第一審本訴被告、反訴原告宛に出した書面は、上記、弁護士法の条文に従って出された書面であるので、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に準じた開示を必要とするのは明らかである。これらの書面は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、第5条の1、2、3、4、5、6号に和歌山弁護士会、日本弁護士会と読み替えても該当するものではないうえ、第一審本訴被告、反訴原告宛に出されたものであるので、公開は、差支えない。

なお、日本司法書士会連合会は、法務省地方法務局が非公開の場で行った懲戒審査の結果である地方法務局長名の懲戒処分書を日本司法書士会連合会のホームページで公開を行っている。

以 上

#### 添付別紙

別紙1 平成25年6月28日判決言渡の平成25年6月28日判決言い渡しの東京地方裁判所の著作者人格権等侵害行為差止等請求事件判決正本（写し）

別紙2 日本司法書士会連合会ホームページ（写し）

別紙3 日本司法書士会連合会が公開した徳島地方法務局長名による懲戒処分書（写し）